

(掲示)

X i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～27 (略) (注) (略)</p> <p>第1表～第7表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" data-bbox="359 947 1466 1764"><thead><tr><th>種 類</th><th>提 供 条 件</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>31 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているX i 契約者(国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、海外転送機能(U I Mカードを装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのX i に係るX i 等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。</td><td>(1)～(4) (略) (5) X i 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番号を登録する場合、外線発信機能又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)～(9) (略) (10) 海外転送機能の提供を受ける契約者は、海外転送機能の対象となるX i の契約者識別番号をあらかじめ指定して当社に申し出ていただきます。 (11) 海外転送機能により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>別表3～別表9 (略)</p> <p>附 則(平成27年4月9日経企第57号) この改正規定は、平成27年4月20日から実施します。</p>	種 類	提 供 条 件	(略)	(略)	31 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているX i 契約者(国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、海外転送機能(U I Mカードを装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのX i に係るX i 等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。	(1)～(4) (略) (5) X i 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番号を登録する場合、外線発信機能又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)～(9) (略) (10) 海外転送機能の提供を受ける契約者は、海外転送機能の対象となるX i の契約者識別番号をあらかじめ指定して当社に申し出ていただきます。 (11) 海外転送機能により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～29 (略) (注) (略)</p> <p>第1表～第7表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" data-bbox="1543 947 2650 1764"><thead><tr><th>種 類</th><th>提 供 条 件</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>31 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略)</td><td>(1)～(4) (略) (5) X i 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番号を登録する場合又は外線発信機能の利用に係る請求を行う場合は、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)～(9) (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>別表3～別表9 (略)</p>	種 類	提 供 条 件	(略)	(略)	31 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略)	(1)～(4) (略) (5) X i 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番号を登録する場合又は外線発信機能の利用に係る請求を行う場合は、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)～(9) (略)	(略)	(略)
種 類	提 供 条 件																
(略)	(略)																
31 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているX i 契約者(国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、海外転送機能(U I Mカードを装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのX i に係るX i 等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。	(1)～(4) (略) (5) X i 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番号を登録する場合、外線発信機能又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)～(9) (略) (10) 海外転送機能の提供を受ける契約者は、海外転送機能の対象となるX i の契約者識別番号をあらかじめ指定して当社に申し出ていただきます。 (11) 海外転送機能により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。																
(略)	(略)																
種 類	提 供 条 件																
(略)	(略)																
31 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略)	(1)～(4) (略) (5) X i 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i 等内線番号を登録する場合又は外線発信機能の利用に係る請求を行う場合は、第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。 (6)～(9) (略)																
(略)	(略)																

(掲示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～29 (略) (注) (略)</p> <p>第1表～第7表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" data-bbox="359 846 1466 1661"><thead><tr><th>種 類</th><th>提 供 条 件</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているFOMA契約者 (国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、<u>海外転送機能 (FOMAカードを装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのFOMAに係るX i等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。</u></td><td>(1)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i等内線番号を登録する場合、<u>外線発信機能又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</u> (6)～(9) (略) (10) <u>海外転送機能の提供を受ける契約者は、海外転送機能の対象となるFOMAの契約者識別番号をあらかじめ指定して当社に申し出てください。</u> (11) <u>海外転送機能により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>別表3～別表10 (略)</p> <p>附 則 (平成27年4月9日経企第57号) この改正規定は、平成27年4月20日から実施します。</p>	種 類	提 供 条 件	(略)	(略)	31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているFOMA契約者 (国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、 <u>海外転送機能 (FOMAカードを装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのFOMAに係るX i等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。</u>	(1)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i等内線番号を登録する場合、 <u>外線発信機能又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</u> (6)～(9) (略) (10) <u>海外転送機能の提供を受ける契約者は、海外転送機能の対象となるFOMAの契約者識別番号をあらかじめ指定して当社に申し出てください。</u> (11) <u>海外転送機能により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。</u>	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～29 (略) (注) (略)</p> <p>第1表～第7表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" data-bbox="1543 846 2650 1661"><thead><tr><th>種 類</th><th>提 供 条 件</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(3) (略)</td><td>(1)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i等内線番号を登録する場合又は外線発信機能の利用に係る請求を行う場合は、<u>第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</u> (6)～(9) (略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>別表3～別表10 (略)</p>	種 類	提 供 条 件	(略)	(略)	31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(3) (略)	(1)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i等内線番号を登録する場合又は外線発信機能の利用に係る請求を行う場合は、 <u>第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</u> (6)～(9) (略)	(略)	(略)
種 類	提 供 条 件																
(略)	(略)																
31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているFOMA契約者 (国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、 <u>海外転送機能 (FOMAカードを装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのFOMAに係るX i等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。</u>	(1)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i等内線番号を登録する場合、 <u>外線発信機能又は海外転送機能の利用に係る請求を行う場合は、第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</u> (6)～(9) (略) (10) <u>海外転送機能の提供を受ける契約者は、海外転送機能の対象となるFOMAの契約者識別番号をあらかじめ指定して当社に申し出てください。</u> (11) <u>海外転送機能により、国際アウトローミングに係る電気通信回線に転送される通信の料金については、国際ローミング機能の利用に係る通信の場合に準じて取り扱います。</u>																
(略)	(略)																
種 類	提 供 条 件																
(略)	(略)																
31 番号変換機能 (FOMAオフィスリンク) (1)～(3) (略)	(1)～(4) (略) (5) 契約者は、第9種接続装置に係る契約者がX i等内線番号を登録する場合又は外線発信機能の利用に係る請求を行う場合は、 <u>第5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</u> (6)～(9) (略)																
(略)	(略)																